

株式会社アトリエシーン（以下甲） 御中

セミナー受講施術者氏名（以下乙）

小顔活性化法／小顔ヘッドスパ施術者 特別技術情報等守秘誓約書

私は、以下の事項を厳守し小顔ヘッドスパ技術に関する情報を守秘することを、ここにお誓い致します。

第1条（定義）

本契約における秘密事項とは、甲が乙に開示するに当たって、書面・口頭とを問わず、甲の秘密事項である、文書、図面、その他書類、又はフロッピーディスク、MO、CD、DVD ディスク等磁氣的若しくは光学的に保存された甲の業務上における一切の技術・知識及び情報をいう。但し、乙につき次の各号の一に該当するものは除外する。

- （1）甲より開示を受けた時点において既に公に知らしめられているもの
- （2）甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- （3）甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

第2条（秘密保持義務）

- ①□ は、前条による秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。また承諾の申請を書面を持って行うものとする。
- ②前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- ③当該第三者に秘密事項を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。

第3条（使用目的）

乙は、本契約により開示される秘密事項を本件開発の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第4条（開示の範囲）

- ①□ は、第1条により開示された秘密事項を、乙の役員又は上司・同僚・従業員であって本件開発に従事し業務遂行上当該秘密事項を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員または上司・同僚、従業員に対して本契約で定めた事項については、その義務を遵守させるものとする。
- ②乙は、前項に基づき乙の役員又は従業員に秘密事項を開示するときは、甲に対しその氏名及び開示する秘密事項の範囲および内容を書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

第5条（複写）

①□ は、秘密事項である文書、図面、その他書類、又はフロッピーディスク、MO、CD、DVD ディスク等磁氣的、光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

②都合により退職等のある場合、又は甲から要請があったときは、秘密事項が記載又は保存された文書、図面その他書類、又はフロッピーディスク、MO、CD、DVD ディスク等を、その写しと共に全て甲に引渡すものとする。

第6条（調査権）

甲は乙に対して予告をして、乙の営業時間中いつでも乙の事業所に立ち入り、本契約上の乙の義務の履行状況を調査できるものとする。

第7条（損害金）

乙又は第2条の第三者に起因する事由により、秘密事項が漏洩したことにより甲が損害を蒙った場合には、甲は乙に対し直接かつ現実に蒙った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。但し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことが明らかになった場合はこの限りでない。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は10年間とし、書面による解約の申請がない限り自動的に更新するものとする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

下記特別技術情報・その他関連情報に関して守秘義務契約を締結致します。

㈱アトリエーションより指導された特別技術や資料は、無断でコピーや転載、貸出や公開をしない事をここに誓います。また情報漏洩に対しての一切の責任と、㈱アトリエーションが情報漏洩により被った損害に関して完全に責任を負う事と致します。

守秘義務内容：小顔技術および小顔ヘッドスパ技術・特別矯正技術・手腕整流技術等の㈱アトリエーション主催のセミナーに於いて知り得た全ての技術及び理論・情報等。

平成 年 月 日

受講者氏名

印

生年月日 年 月 日

指導者サイン

以上